

一般社団法人八大学工学系連合会 謝金に関する規則

平成 30 年 4 月 20 日 制定

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人八大学工学系連合会（以下「連合会」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規則において謝金とは、連合会が実施する会議への出席、原稿の執筆、講演等による専門的知識、意見等の提供等を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。

(謝金対象者)

第 3 条 謝金の支給対象者は、原則として、連合会の役員及び社員以外の者とする。

(謝金の額)

第 4 条 謝金は、別表に定める支給単価を上限として支給することができる。ただし、法令、各種補助金交付機関の規則等により謝金単価が定められている場合は、法令等を優先して支給するものとする。

(改正等)

第 5 条 この規則の改正は理事会にて行う。

2 この規則に定めない事項については会長の専決事項とする。

附則

この規則は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

別表（第4条関係）

謝金基準単価表

謝金の種類		限度額・単位		税(※)	備考
会議出席謝金	八大学常設会議及び会長が連合会の業務遂行に必要と判断した会議への出席	10,000円	回	10.21%	
原稿料	連合会の運営及び活動に必要な原稿の執筆	2,000円	枚	10.21%	和文：1枚400字程度 和文以外：1枚300語程度
	上記において、翻訳を要する外国語の原稿の場合	3,000円	枚		
講演謝金	連合会の運営及び活動に必要な講演会等の講師	20,000円	回	10.21%	会長が特に著名な講師と判断した場合
特別講演謝金		100,000円	回	10.21%	

※支給額から所得税法（昭和40年法律第33号）の源泉所得税及び復興特別所得税（合計税率20.42%）を徴収して支払う。ただし、非居住者（外国人等）が租税条約に関する届出書を所轄税務署に提出し、租税条約の適用を受ける場合は免税となる。